

2022年年末手当交渉

最終回答

1. 基準額は、基準内賃金の1,62箇月分とする。
2. 支給日 2022年12月9日(金)とする。
3. その他
 - (1) 支給額には、ライフプラン支援金を含む。
 - (2) 55歳に到達した社員の取扱いについては、従前通りとする。

最終回答を受け、離職率が増えていることを指摘し、若い社員が将来にわたい希望を持って働ける環境作りをするのは「会社の責務」であることを強く訴え、2023春闘においては、物価上昇率を賄える賃金改善を強く要請し、前回交渉の会社の考え(1,6ヶ月)から上積みがあったことに加え、現在の会社の経営状況を踏まえ、要求額とは乖離があり大変不服ではありますが、席上妥結としました。